

明治28年島根県の「婆々講」事件について(4)

— 明治期における類似保険の実態(3-4) —

“Pseudo-Insurance” in Shimane Prefecture, 1894

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

明治28年10月22日、島根県下の合資会社142社に解散が命じられ、各社は続々と解散登記を行い『山陰新聞』に公告を掲載した。一方、これに承服しない会社は広島控訴院に抗告手を執った。同院は12月末に解散命令を破棄した。解散命令以後も新設登記が続き、再び百余の会社が存立し、第二次ブームを現出した。

キーワード：解散命令、解散登記公告、広島控訴院、産児養育会社

I. 序論

明治28年10月22日松江地方裁判所と同濱田支部は、島根県下の類似保険会社142社に解散命令を発した。その後は命令に応じて多くの会社が清算手続きに入り、島根県における第一次ブームが終了したが、解散命令に別の反応を示す会社も少なくなく、第二次ブームが始まった。以下では『山陰新聞』への広告に現れた多様な反応を中心に、第二次ブームを見ていく。

主な反応の一つに、解散命令を不服として広島控訴院へ抗告手続きを執る会社が出た。これに対して明治28年末に広島控訴院は地裁の解散命令を取消した。これを明治29年1月早々に知った抗告会社は、改めて活動再開に力を得た。一方、解散命令後も会社の新設が続き、登記公告が連日新聞紙上に掲載された。営業種目は死亡保険紛いから産児養育保険紛いへと変わった。

明治29年春には第二次ブームともいべき類似保険会社の隆盛が見られた。事業の実体は第一次ブームのときと同じであった。その年の夏からさしものブームも陰りをみせ始め、明治30年夏ごろには終焉を迎えた。西日本でのブームは終わり、東日本へ移った。

以下、引用文中の◇は原文が不鮮明で読取り困難な文字である。[]内は引用者による補足である。傍点は特に断らない限り引用者による。句読点は原文通りである。会社名は「 」で示し、合資会社という表記は省き、合名会社には(名)を附した。本文および引用文中の[]内の数字は、『山陰新聞』の発行日である。[28.10.23]は、明治28年10月23日を指している。

II. 解散命令と合資会社の反応

1. 解散命令

明治 28 年 10 月 22 日午後 1 時、松江地方裁判所は 108 の、濱田支部は 34 の合資会社に対し、商法第 67 条にもとづく解散命令を発した [28.10.23]。商法第 67 条第 2 項は「若し会社の営業が公安又は風俗を害すべきときは裁判所は検事若くは警察官の申立に因り又は職権に依り其命を以て之を解散せしむることを得但其命令に対し即時抗告を為すことを得」と規定していた。以下は「関西義済」に対する 11 月 1 日付の解散命令書である [28.11.6]。

命令書

島根県松江市末次本町 29 番地 関西生命保険合資会社

右会社は元関西義済合資会社の組織を変更したるものにして其営業目的に付業務担当社員の説明及新旧規則書に依れば該社が営業の一部として執る所の元関西義済合資会社に関する業務は公安を害す可きものと認む依て検事の意見を聴き商法第 67 条に依り関西生命保険合資会社に対し解散を命す

明治 28 年 11 月 1 日 松江地方裁判所民事部

裁判長判事 川角有忠 判事 千葉小佐平 判事 永野法城

原本に依り正本を作る者也

明治 28 年 11 月 1 日 於松江地方裁判所 裁判所書記 矢島友太郎[㊞]

10 月 26 日以降、『山陰新聞』には合資会社の解散登記公告が載り始めた。解散の日付別に整理すると、10 月 22 日付が 91 社と大半を占め、翌 10 月 23 日 6 社、24 日 31 社、25 日 7 社、26 日 5 社、27 日 1 社と続き、その後は 11 月中に 5 社、12 月に 1 社、合計 147 社を数えた。解散の日付がまちまちであるから、個別に命令書が手渡されたのであろう。なお、新聞が残存しない日があるので、正確な数は不詳である。

これに伴い『山陰新聞』紙上に解散登記公告が大量に掲載された。解散命令の日付と新聞の公告日との間にはタイムラグがあり、二つの日付は一致しない。解散登記公告が最初に掲載された日付は 10 月 27 日、その後は 10 月 29 日から 10 月 31 日までに 63 社、11 月 1 日から 11 月 10 日までに 82 社、11 月の残りとして 12 月で計 4 社であった。特に多かったのは 10 月 30 日 23 社、10 月 31 日 34 社、11 月 1 日 20 社、11 月 3 日 30 社であった。

2. 解散命令への反応

10 月 22 日から 10 月下旬までさすがに類似保険関連の広告は減ったが、同月下旬から再び広告量が増えた。それを通じて解散命令後に会社が示したさまざまな反応を知ることができる。以下

は類型と事例である。

①命令に従って清算に入ったとの広告

「緊急広告 本公司は最も誠実に業務拡張に従事しつつありしに不幸なる哉今 24 日突然解散の命令に接せり依て本公司は速に清算人を選定し残務を整理し傍ら最も完全なる生命保険会社を設立し加盟諸君に再会を期せんとす請ふ幸に御安慮あらんことを

明治 28 年 10 月 24 日 元須佐博愛合資会社社員敬白」[28.10.27]

②示談を望む旨の広告

「本公司解散に付以前関係の諸君に対し和解の御協議致度来る 11 月 15 日より全 25 日迄に証券及領収証御実印携帯御來臨被下度此段広告候也 元自由共済合資会社 清算人」[28.11.16]

③清算はきちんとするので安心を呼びかける広告

「謹告慈善互救合資会社加盟人各位 本社解散後の処分に付ては不安心の方も可有之御問合せの向も有之此際種々の浮説に迷ひ候ては不利益の義に付茲に左の件々公告致置候御安神被下度候也 一本社の債権債務は只今調査中に候 一右調査確定次第其履行に着手可致候 但其節は更に公告可仕候 一來る 12 月 29 日迄には必ず調査結了可仕候夫迄は何卒御動揺無之静に本社の処分を御覽被下度候 一本社は可成だけ加盟人の利益を保護するの方針を取り決して他の会社に譲らざるを誓ひ仕候 明治 28 年 10 月 15 日 慈善互救合資会社清算人」[28.11.17]

④解散命令を受けておらず営業続行中を伝える広告。殖牛会社は正当な事業を営むから、解散命令を受けないと思ひ込んでいた。

「本社の特色を見賜へ 当県に雨後の菌の如く濫起せる生命保険的の合資会社は公安を害するものと認められ解散を命ぜられたり独り殖産的我帝国殖牛合資会社は斯る会社と目的を同ふすへきものにあらざれば解散の命に接せざるは勿論益盛運の域に達す自今一層の奮励を加へ加盟者の満足を与へんと欲す乞ふ大方の諸君愛顧を垂れ申込みあらんことを 石見国邇摩郡大国村帝国殖牛合資会社」[28.11.7]

自社の正当性を信じて、解散命令が発せられていないと思ひ込んだ会社の広告。

「本県下幾多の共済的合資会社は其筋に於て公安に害あるものと認め解散を命ぜられしも本公司は幸に存続するの榮を得たるは偏に本公司か愛国的觀念を以て皇国孕婦女の◇養を守り以て健全なる児女を挙ぐるに阻◇なからしめ目的に出るを以ての所由ならん乎目今益正確忠実に業務の拡張を計り加盟諸君の満足を期せんとす各位奮て御賛成あらんことを希望す 10 月 30 日 石見国邇摩郡水上村 撰養義済合資会社」[28.11.2]

⑤解散命令を不服として抗告したとの広告。他県の類似保険会社は、ほぼ抵抗なく官の命令や勧告に従ったが、島根県では頑強に抵抗を続けた。その理由は今のところ不明である。

「吾公道義済合資会社も不幸にも解散の命に接したり然れども不当の命令と認め 10 月 31 日抗告申立候間此段加盟諸君へ広告す 神門郡久村 公道義済合資会社」[28.11.2]

「本年10月22日本会社は解散の命令を受け付ては商法の規定に依り清算人選定登記致候然れども該解散命令は不服^{キン}摺^レ領難致し依て広島控訴院へ抗告致候間此旨加盟諸君へ告ぐ 明治28年10月30日 今市義済合資会社」[28.11.2]

⑥他社とは違うと主張する会社の広告。類似保険会社の特徴は、実態は他社と同じであるにも拘らず、言葉を飾って他社との違いを強調する夜郎自大的な態度である。

「各相済の合資会社は末路悲運の惨境に陥り又収拾挽回^{ママ}の策なき此の時此際に当り新聞紙の攻撃に撓^{タワ}まず世評^{キユウ}の罣^レ々に屈せず茲に産児養育合資会社を起す所以のもの豈に成竹^{セイチク}〔前以て抱いていた計画〕の依る所道義の頼む所なくして可ならんや故に敢て蝶々を贅せず只本社の真面目を知了するは須らく之を世間具眼の士に俟たざるべからず … 明治28年11月8日 松江市苧町 陰陽養育合資会社」[28.11.9]

「天下難問ト題セラレタル彼レ流行会社一朝無常ノ秋風ニ奪ハレ今ヤ殆ント其蹟ヲ残サス之ニ組セシ仁人ノ志士ハ恰モ夢中水難ノ思ヒ嗟ア世ノ榮枯盛衰又タ期ス可ラサルナリ之ニ換テ保壽互救吾カ組合ハ素ト欧米泰西ノ保險法◇本国大家富豪ノ既設サレアル保險法則トヲ照ラシ其宜キヲ抜テ吾地方ノ人情ニ斟リ兩者全キヲ合ハセテ規約ヲ編シ之ヲ礎トシテ一大團結ヲ造リ号ケテ保壽互救商事組合ト云フ其執ル処其為為ス行ヒニ至リナハ実ニ彼レ流行会社ノ類位ニアラス区々タル利欲ノ目的ヲ以テ堂々タル保險会社ノ名題ヲ仮リ以テ世人ノ眼光ヲ奪ヒシ彼レ会社ト日ヲ同フシテ語ル可ラザルナリ白日天下ニ横行シテ弘ク仁愛ノ同士ト相提携永劫無窮ノ本意ヲ貫キ苟モ商法ノ規定ニ則リ深く法理ノ蘊奥ヲ探リ固ク規律ノ嚴ナルヲ守リ信認ハ社会ノ腦髓◇協り利益ハ自他ノ幸福ニ分チ榮譽ハ組合ノ特色ナリ実ニ無堦ノ大團結大方賢明ノ志士普ク吾カ組合ノ真価ヲ探リ賛成ノ実色ヲ呈スアラハ続々来テ規約ノ正否ヲ決セヨ目下人心競々タル今日贅文蝶弁終ニ憚ラス愚意ノ存スル俟茲ニ移シテ諸君ニ告グ 保壽互救商事組合 共算事務処」[28.11.12]

12月には、示談を望む広告が数多く現れる一方、早く金を受け取れと促す広告、店仕舞いにつき家財等の処分のために入札を行うとの広告、中には長男に別会社を作らせたと宣言する広告が現れた。

「本公司清算済に付本日より御協議申上度候間御加盟の諸君は来る20日迄に領収証及実印御携帶御来談被下度候 明治28年12月12日 元無朽徳済合資会社 清算人 佐々木鶴吉」[28.12.15]。

「公売広告 石見国安濃郡刺鹿村元安榮共済合資会社々有動産物入札を以て売却候間御望の方は現品並に入札方法熟覽の上来る9日正午迄に入札せらるへし同日午後1時開札す 元安榮共済合資会社 清算人」[28.12.7]。

「小生業務担当社員にして営業し居りし衆愛共済合資会社は…先般不幸にも解散の命令に接し

直に抗告せしが未だ其裁決書を拝読する能はさるも其結果を待たず今般小生の長男たる友太郎をして業務を担当せしめ皇国職牛合資会社なるものを設立し…公安を害するの虞なき方法にて営業せしめ以て彼我の利益を謀らんと欲す加盟人及大方諸士よ速に御加盟あらん事を祈る 小生は益々本業の為め全力を尽し以て相互の利益増進に力むへし… 明治 28 年 12 月 3 日 石見国邑智郡川下村 1375 番地 元衆愛共済合資会社 社長…」[28.12.8]

Ⅲ. 広島控訴院の逆転判決

1. 広島控訴院判決と類似保険会社

明治 29 年 1 月早々、広島控訴院が原審破棄の判決を下したとの広告が続々と掲載され始めた。判決文は「大同保険」の広告に「本会社の抗告に対する広島控訴院の判決主文左の如し」として引用されている [29.1.8]。

「松江地方裁判所濱田支部が明治 28 年 10 月 16 日抗告会社に与えたる解散命令は之を廃棄す検事中隅輝雄の申立は之を棄却す 明治 28 年 12 月 26 日」

勝訴を知らせる広告が載り始めた。最も早いのは 1 月 4 日付本紙「付録」掲載の「慈善互救」清算人のもので、「本社解散に付加盟金返戻」を 12 月 29 日までに払うべきところ、掛金払込を求める通知にも拘らず「尚其義務を履行」しない会員がいて延期せざるを得ないと述べた後、裁判に言及した。

「然るに本会社解散命令に対し広島控訴院に抗告せしに全院は本 [12] 月 21 日付を以て右命令を廃棄し原裁判所へ委任して更に裁判を為さしむと決定を与へられたり」[29.1.4]。

同じ紙面に 12 月 27 日付の「五州義済」の広告がある。解散命令後すぐに抗告したが、「将に 60 日の子を経過し長頸其判決如何を待つこと久しと雖も」未だ通知なく、やむなく新聞で「和解契約希望の諸君に示談方を広告」したところ、12 月 26 日付で「広島控訴院より該抗告に対し判決書の送達に接し」た。そこで「目下和解示談方は暫時応せられ難く茲に該新聞紙上広告を取消し尚抗告の結果 [を] 加盟諸君に謹告す」[29.1.4]。広島控訴院の判決日は、この 2 社では 28 年 12 月 21 日付であり、この後に多くの会社に示されている日付は 12 月 26 日であった。

広島控訴院の判決の詳細は不明であるが、要は地裁判決を取消し、事実審問を委嘱したとの内容である。ところが広告では判決内容をさらに敷衍し、あたかも事業の正当性が裁判で認められたかのように書く会社があった。

「広島控訴院に於て本社の規則及び営業が公安を害すべき点なき… 神門共救」[29.1.8]

「本会社は公安又は風俗に害ある事を看認めずとの判決… 普救親愛」[29.1.10]

この間、そしてこの後、清算の進行状況を伝える広告と共に営業案内や義済金受領広告が見られ始めた。営業続行を伝える「共和救済」の広告では勝訴の喜びが行間にうかがえるではないか。

「解散命令廃棄広告 本会社は嘗て解散命令に接し抗告致居候処本月 26 日広島控訴院に於て

本社業務の目的か公安に害なき旨決定原裁判所命令は廃棄せられたり此段契約者各位に告く而て大方の諸氏爾後益々正実鋭意業務に従事仕候間倍旧の御加盟あらんことを希望す 明治 28 年 12 月 30 日 邇摩郡井田村 共和救済合資会社」[29.1.14]。

2. 裁判のその後

『山陰新聞』は、広島控訴院が地裁へ委嘱した「事実審問」について明治 29 年 1 月早々に「愈々近々其開廷をなすへき準備中なり」と報じている [29.1.10]。

「解散命令の破棄を見て直ちに其手の者共は加盟者を瞞するの便宜を得て狂喜の趣きある事は此中来の抗告に依ても明かなるが該破棄は未だ以て安心すへからざるもの怪社が社会の公安と両立すべからざるは論より証拠事実上に一目判然只司法上の形式に於て未だ盡さざる所あるか為めに先つ命令を破棄して之か判定を地方裁判所に委嘱せるもの即ち此の開廷を待て更に化けの皮の黑白判明する訳なりよしんは一二司法上に今度の解散命令を免かるるあるとするも豈に将来に永続せんや永続するを許さんや加盟者更に瞞惑さるる勿れ」。

その後の経過は不明である。『山陰新聞』[29.4.8] は「合資会社員へ解散の説諭」と題して、松江警察署では 29 年 4 月 6 日に市内の産児養育などという合資会社員一同を召喚して以下の説諭をしたというが、「会社員は合点が参つたるや否や」と報じた。

「合名若くは合資会社なるもの必らずしも治安に障害ありとせず又必らずしも障害なしとなさず其治安を妨害するものと否とは一に事実の真相に依らずんはあらず現今当地方に於ける各会社の状況を実査するに会社其者の目的及び其唱ふる所は理屈若くは数理的に合法の組織を為すに相違なしと雖とも細かに其实相を審査するときは表裏全く相背馳し全然僥倖事業に陥り救済の目的は実体上変して公衆を損傷せしむへき事実を招き共済の組織己れを利し人を傷つくへき実体を顕はし識らず知らず其毒流中に浮沈せんとするの処あらんとす」。

類似保険が保険の本質に反し、「理屈若くは数理的」にみて非合法であるとの本質的な面が司法当局には充分かつ的確に理解され判断できていなかったのであろう。それをうかがわせる記事がある。28 年 11 月下旬『山陰新聞』に「保険の原理取調」という記事が載っている。

「類似保険会社取締上要用あるにや松江地方裁判所検事局にては頃日山陰生命保険会社員を召喚し各保険会社営業上 60 歳以上の被保人を入れしめざる理由を質したるにより同社員は死期に近くものを加入せしむるは営業上危険なりとの事を具陳せし由」[28.11.21]。

検事には生命保険の基本原則が理解されていなかった。翌日の「検事の取調」[28.11.22] では、よく理解しないままに解散命令を出したことが会社側の強気な姿勢を招いたと暗示している。

「検事の取調 当地方裁判所検事は生命保険類似の会社新設毎に必ず社員を召喚して其方法等取調ふる由されは日々其社員は交々召喚されつつあり」。

さて、以下は 4 月 8 日付記事の続きで、「弊害」が列挙される。

「(一)加盟者の十中八九は貧困者に属し到底持続すへき見込なきこと

(一)加盟者其者は元来僥倖を企図して加盟し居ること

(一)創設後相当の時日を経たるときは日々産児ありて続々と絶へず毎日掛金の徴集を要するに至る貧困者此徴集に堪ゆる能はさるの結果を来すこと

(一)会社は流行的に起るへき者にあらずして社会の必要に迫り起る者を正当とす目下県下の状況は全く之れに反対す則其弊害の言ふに忍びざるものあらんとする所以なること

(一)他人の産児を借り来りて己れを利せんとするの虞あること

(一)他人の産児を己れの産児となし己れを利せんとする虞あること

(一)此種の会社あるか為め社会の労働事業を傷け一般の経済を傷害し惰民を多からしむること

如斯種々の憂ふへき事故障害あり安んぞ得て之を永久に保続することを得へき宜しく速かに自から解散し地方の為に此種の事業を燼消せしむへし自から解散せざらんには遂に解散命令を受くるに至るへし云々」。

合資会社がこの説論を受け容れたか否か不明である。松江警察署の独自の判断で説論をしたのか、それとも背後に裁判所の意向があったのか、松江以外の地域はどうであったかなどいくつかの疑問が残る。しかし、これ以上の手掛かりはない。ただ、合資会社の活動は 4 月と 5 月に最も盛んであったから、会社側が直ぐに勧告を受け容れたとは思えない。

IV. 再出発

1. 新規設立

『山陰新聞』[28.10.24] は解散命令の二日後に「流行合資会社数と解散社数」という記事の中で、まず、登記を受けて営業中の合資会社が 159 ケ所、うち解散させられた数は 143 ケ所、差引き 16 ケ所は未だ解散命令を受けておらず、「目下検事より申立中なり」と伝え、その後次のように書いている。

「○異名同質の会社 解散後種々と協議をなして少しく方法を変して登記を受けんと準備をなすの会社もありとか甘く通ろうかの …

○登記は受けへしアトから解散 尚続々該会社を起すへし登記所は之を拒むの権能無し但し登記を経て会社成り立つたアトより直くと解散命令の順序と相成るへき訳左れば登記所も一応間接の注意位は是れからの分には与ふへしとなり」[28.10.24]。

これによると、登記所には解散命令を受けた会社と同じ性質の会社であっても、登記の申込みを拒絶する「権能」はなかった。続々と新設登記が申請された所以である。

早速に「創立事務所」を設けた会社があった。「茲に憎むへきは」と『山陰新聞』は書いている[28.10.26]。「何々会社創立事務所」と新看板を掲げた会社があり、しかもなおこれに「瞞せられ

つつある」者さえいる。

「法律をも世上をも憚らぬ振舞単に法をクグルを念とす憎むへきなり異名同質且創立事務所の名に依り如何なる実を為さんも知れず警察官の注意ものなり公安を害すとは其名にあらずして其実なればなり」。

ところが「再設怪社復た解散」という続報がある。細工を施して生き残りを策す会社が数多くいた半面、これだけ多数の会社があって、なお事業が成立っていたのであろうか。

「何々会社創立事務所の看板頗る社会公安の爲めに気障りなるに付き昨日の紙上にもちょっと之に対して一筆を加ひ置きしが果せる哉左の快報は来りぬ苟くも解散の事無ければ止む一たび解散の命令を行ふドコ迄も解散の趣旨を貫徹せざるへからず解散の趣旨を貫徹せんと欲せば宜しく根絶を期せざるへからず外形の瞞着を許さずして余類無からしむる其の所なり『当市天神町42番地に出張所を置く飯石郡来島村大字野萱806番地設立の帝国簡易生命保険合資会社は去[る10月]22日解散を命せられたるが更に昨紙の登記公告にもある如く而も同人が同名称を用ひ帝国簡易生命保険と称し天神町42番地に其本店を置き24日松江区裁判所の登記を受けたり然るに忽然として再び解散の命令は昨日を以て彼れの頭上に落ち来りぬ』姿を変へて再設に瞞せんとするもの是に於てか顔色無し」[28.10.27；傍点原文]。

「帝国簡易生命保険」は11月2日号に清算公告を掲載したが、11月6日に「知己諸君に告」と題して開き直りとも思える広告を載せている。

「本村大字野萱字三日市に設立在りし帝国簡易生命保険会社と◇に未設のもの壹社とともに10月中旬公益に害有ると人命に危険の恐れ有ると地方細民の定業を捨て加盟の熱度高むるとに抛り未設のものは之れを予防し既設のものは退去せしめたるに付流行会社の常として種々の流言を為すも難計就中解散の命有る上は無用に似たりと雖も元地方の爲めに計画したるものに付仮令如何なる悪口流伝を為すも拙者は斯る小事に汲々たる腰抜男子に無之諸君幸に同視する勿れ 10月28日 飯石郡来島村 安部善造」

さて、10月22日以前に新設登記が受けられ、新聞へ登記公告の掲載を求めている会社が数社あり、10月22日と23日にそれらの登記公告が掲載された。しかし、10月23日付で会社が設立され、松江区裁判所によって登記が受けられ、10月26日付で新聞に登記公告が掲載されたのが上記の「帝国簡易生命保険」である。その後も似た経過で「藤澤合名」[28.10.25]、「同胞生命保険」[28.10.31]、「陰陽養育」[28.11.2]などが続いた。新聞掲載日別に数えると、解散命令後に新設登記された会社の数は、一ヶ月刻みでは28年10月[23日～31日]6社、11月21社、12月12社、10月から年末までが計39社であった。一方、この間の解散登記は148社であった。29年には2月から4月までの3ヶ月で新設は63社を数えた。一方、この間の解散登記は15社に止まり、ブーム再来を示した。しかし、その後は新設の勢いは消え、9月から年末まで43社が解散した。ちなみに29年中の新設登記は89社、解散登記は60社である。

命令に応じて解散した会社が再び登記した例は余り多くない。名称や住所から見てこれに当るとみなされる事例は以下の 7 件である。設立の日付は新聞初出の年月日である。

	設立	解散	再設	解散	
雲陽共同	28.09.19	28.10.22	29.03.13	30.03.25	松江市母衣 8 番地
公道義済	28.09.21	28.10.23	28.12.15	29.11.10	邇摩郡福光村イ 83 番地
仁愛普救	28.10.03	28.10.22	29.03.03	?	神門郡今市町大字今市村 1633 番地
博愛保険	28.08.17	28.10.22	29.02.22	29.12.25	邑智郡高原村大字高見 294 番地
簸上義済	28.10.08	28.10.22	28.11.16	29.08.08	仁多郡阿井村大字下阿井 289 番地
扶桑共済	28.08.20	?	28.11.22	29.11.01	邇摩郡八代村大字新屋 145 番
八雲生命	28.10.30	28.11.05	29.03.20	29.09.26	飯石郡飯石村大字多久和 1445 番地

2. 競争の再開と義済金受領広告

解散命令後に広告は激減した。特に義済金受領広告は 10 月 23 日以降、4 社 18 件分にすぎず、しかも 14 件は「関西義済」によるものであった。それも 11 月 6 日を最後に消えた。義済金受領広告の再開は明治 29 年 1 月中旬からであった。明治 29 年 1 月 17 日と 18 日付の下記の例が再開後最初の広告である。

「私妻山根マン儀本月 9 日出産致候に付日本養育合資会社より各種養育資金低減法により本日払渡に相成將に受領致候此段謹告す 明治 29 年 1 月 17 日 神門郡古志村大字古志 神田新太郎 日本養育合資会社同盟人各位」[29.1.18]

「加盟人足立タケ去冬 12 月 30 日病死に付保険標準額 500 円に対する規定の金額不残本部より払渡相受候也 29 年 1 月 18 日 会見郡中濱村大字小篠津村 角米蔵 相互保険組合本部加盟人各位」[29.1.21]。

広告量は 29 年 1 月から 6 月までに 105 社分 362 件であった。多かったのは 3 月から 5 月までで、最多は 4 月の 31 社 158 件であり、ブーム再来を象徴した。7 月以降は清算が増えたこともあり、広告は消えた。

保険も類似保険も「目に見えない」商品であるから、それへの理解と必要が高まるまでは普及に著しい困難が伴う。その意味では、保険金や義済金を実際に支払うことは「目に見える」効果を発揮する。一般の生命保険会社も、頻度は多くないが、地方紙に保険金受領広告を出している。これに対して、解散命令の前にも類似保険会社ははるかに多量の義済金受領広告を出していた。

解散命令後の受領広告で前半に比べて特徴的であるのは、義済金受取りの謝礼広告をだす人数が大幅に増えたことである。そのはしりは明治 29 年 2 月 9 日「公道義済」のもので、「祝賀金受領者」5 人を列挙した。2 月 22 日号では 13 人、3 月 29 日号では 20 名（支払総額 224 円）が名を

列ねた。その後は、一つの広告に大勢の受領者が名を列ねる方式がはやった。10名以上を列記した広告は3月から5月末までに10社16件を数えた。最多は「扶桑養育」4回である。延べ人数は320名、1社当たり最多は「扶桑養育」と「公道義済」の38名であった。数が多いほど効果的と思われたのであろうか。

もう一つの多人数列挙の方法は、一人一件ずつの謝礼広告を多数列ねることである。「関西義済」が使っていた方式で、同社は2ないし3件を同一紙面に掲載した。「博愛共済」は3月中にこの方式で4回ほど広告を出し、延べ13人分を支払った（支払金額151円）。4月上旬にも2回同じ方式で広告を出し、延べ16人に支払った（195円）。訳は分からないが、4月8日付けからは連名方式に変わった。この間、合計で2,090円を支払ったことになっている。

現実の名前を書いたのか、加入者を募るために架空の名前を創造したのか、それとも虚実織り交ぜたのか、不明である。文面を眺めると、架空のにおいがすることは否定できない。そうとすれば、架空の名前を思い付くだけでも大変であったと思われる。反面、大部分の広告は受領者の住所をあげているから、虚偽を書けば、少なくともその地の住民にはウソがばれる。果たして真相はどうであったのであろうか。

3. 営業種目

類似保険の担保リスクは、解散命令以前には「死亡リスク」を中心としたが、解散命令後には半数近くが「産児養育」を主要種目とし、これに「教育」「結婚」「養老」などを組み合わせた会社が多かった。つまり、死亡保険類似会社から出産保険会社に変った。象徴的な事例は11月中旬の「日本殖牛」の広告に見られる[28.11.12]。同社は創立時には「日本殖牛」と称したが、途中で社名と営業種目を替え、再び元の状態へ復帰したという趣旨の広告である。

「弊社元日本殖牛合資会社と称し[たが]…死後準備の流行病に罹りたるに依り社名を変更して日本共済合資会社とし実行致居候処右死後に対し公安に害ある者と認められ検事の申立に依り死後の為に解散を命せられたるに付此段死後の二字の悪病を退散せしめ元来の日本殖牛合資会社と立帰り…日本殖牛合資会社」

一方、「摂養義済」はもともと「孕婦女衛生資金児童就学資金」を目的に9月3日付けで創立された会社であったから、「吾会社は…近日名を産児養育等に仮りて彬々として蘇生する会社と同群にあらず」と大見得を切った[28.12.1]。「彬々」とは「並び立つさま」の意であり、要は付和雷同的に、ということであろうか。以下、各種目について内容および事例を挙げてみる。

① 出産保険

解散命令後の類似保険会社は、大部分が出産・養育費・産児保険を営んだ。その仕組みは次の「共久保育」の事業案内によって明らかである[29.3.12]。

「本会社の産児養育資金は10円以上700円以下の範囲に於て加盟者随意の金額を定め加盟する

ことを得本会社に於て契約を締結したる翌日より起算し 30 日を経て出産したるときは予定資金の壱割を相渡し順次 30 日を経る毎に壱割宛を加へ即ち 300 日を経て出産したるときは予定資金の全額を相渡の法なり 加盟手数料は予定資金 100 円に付金貳円の割合とす … 掛金は予定資金 100 円に付金 15 銭の割合とす 但漸次同盟人の増加に従ひ掛金を減少す 松江市南殿町 … 共久保育合資会社

どの会社もほぼ同じ事業内容である。契約後 30 日程度を経た後に出産すると契約金額の 10% が支払われる。その後は 30 日程度の日数を経る毎に 10% が加算され、300 日を経える出産には満額が支払われる。これは、要するに、出産日当てゲームである。契約日が出産日から遠ければ遠いほど金額が増える。もっとも、満額が必ずしも有利ではない。その間に他人の出産について賦課金を徴収されるからである¹⁾。

②死亡給付

「共同補償」の目的は、登記公告によれば「死後又は老後の準備に供ふる資を…金額払渡す」ことであつたが [28.9.8]、翌年に「死後準備に供ふる資を払渡す」と変更された [29.6.23]。4 月から 5 月にかけて、再録をふくめ 9 件の受領広告が見られるが、すべて「加盟人誰某死亡せしに付…契約の [各等] 保険金」を受領した旨記されている。なお、5 月 15 日付では、死亡した加盟人と保険金受取人の苗字が異なり、後者が複数いる事例があつた。

解散命令後も死亡保険を続けたのは「内国共益」であつた。同社は 28 年 3 月に創立された島根県でも古い会社で元は「石見共益」と称した。創立時の目的は「養子又ハ結婚若クハ分家ノ資ヲ…当人ニ交付スル」ことであつたが [28.3.17]、6 月には「養子又ハ結婚若クハ分家及ヒ死後ノ準備資ヲ…交付スルヲ以テ目的トス」へ [28.6.2]、8 月には「内国共益」に改名されるとともに「産兒養育及養子又は結婚若しくは分家且つ死後準備の資を…交付するを以て目的とす」へし [28.8.8]、そして 29 年 6 月には「死後準備の資共同貯蓄主義を採り汎く契約人を募り同盟人中死者ある毎に同級の契約人より負担金を徴収し契約の共益金を払ひ渡し尚徴収費を支弁し其残余は積立金となし単に契約申込手数料金を得るを目的とす」とされた [29.6.13]。相当苦しい状況になつたのか、29 年 10 月早々に広告を出し、最後まで支払うと誓つた [29.10.6]。

「本会社は本会社の規則に適合したる契約にして被保険人の死亡有効と認定したる者に対する共益保険金の山陰新聞紙に広告せし◇く続々払ひ渡し候処尚残る契約者に対しても死亡届出の順序により払ひ渡しを了すべき心算に有之候此段得に広告す」

③結婚資金

「帝国済世」は登記公告で目的を「済世主義に依り…産兒養育修学資金及び結婚費用の三種に對し各種目を通して同盟者の中間に立ち加盟者より義助金を抛集して養育料及学資料結婚費用を加盟者に交付し加盟金の剰余及び契約金を手数料として収納する」こととした [28.12.26]。そして「養育金払渡広告」 [29.4.12] で、11 件の支払を 2 名ずつ計 22 名に対して行った旨を記すが、

支払事由としては「産児甲」「産児乙」「結婚甲」「結婚丙」とのみ記し、内訳は不明である。

「保育生田清水合名」は「産児保育及結婚の資金を媒介抛集して契約人に交付し其幾分余剰を利得する」ことを目的とし [28.11.28]、29年4月末の受領広告で「結婚資金」について次のように述べている [29.4.29]。

「結婚資金 870 円に対する規定額 私共儀貴社へ加盟致候処結婚せしに付前記の金額御払渡しに相成正に受領し茲に加盟人諸氏の芳情を謝し併て会社の誠意を表す

3月9日結婚 会見郡県村大字石州府村 31 番邸 加盟人 仲村代五郎

3月9日結婚 会見郡八幡村大字東八幡村 加盟人 福田シナ

3月10日結婚 会見郡大高村大字岡成村 11 番邸 加盟人 長谷川ナツ

保育生田清水合名会社加盟人各位」

「結婚養育」の目的は「同盟者中結婚出産するか又は掛金定限額に満了せしときは契約の、資金を媒介抛集し同盟者に交付し其残余並に加盟手数料を収得する」ことという [28.11.26]。広告では、「有効金払渡」があったとしか書いていない [29.4.1]。

結婚資金の支払を目的とする種目の仕組みはよく分からない。類似保険では、契約と支払事由の発生との間は非常に短いから、結婚という事由と契約日のときの状態がいかに結びつくのか、筆者の想像力は及ばない。

④祝賀資金

日本保育は登記公告で会社の目的を「産児養育及び祝賀の資を媒介抛集し之れを契約人に交付し其幾分の残余並に加盟手数料を収得する」こととした [29.4.5]。そして「受領広告」 [29.5.20] では、「私共義本日本保育合資会社より祝賀資金各頭書之通御交付相成正に領収致候此段加盟諸彦の芳情を謝し併て本社の誠実なることを表す」として那賀郡各村の 14 名に 100 円ずつ（一人は 60 円）、計 1,360 円を支払った。但し、何を祝賀するのは明らかでない。

国民共済は目的を「少年就学軍人現役満期慰勞、結婚祝賀並に養老補助、貧民救助の資金を媒介抛集して加盟人に交付し其加盟手数料及掛金の残余を収得する」ことと規定した [29.4.9]。5 月には受領広告が載り、11 名に 10 円ずつ支払ったと広告した [29.5.9]。「契約罷在候処満期に付」とあるのみで、仕組みはわからない。約一週間後に、12 名に支払った旨の広告が出た [29.5.15]。今度は内訳があり、「養老補助」4 件、「児童養育」7 件、「貧民救助」1 件となっていた。

「福光公道義済」の受領広告には [29.2.9]、「42 年賀」について「右祝賀金として各本日払渡に相成正に領収仕」とある。厄落としの資金であろうか²⁾。

⑤養老金

「公道義済」の創立時の目的は「産児養育義済金死後弔祭料義済金」を「契約人に交付」することであったが [28.9.21]、三ヵ月後に「産児養育及老後の準備に供する資」に変更された [28.12.15]。同社には次の事業案内広告がある [29.1.23]。

「本公司は是迄県下各地に勃興したる合資会社と大に其組織方法を異にし富籤類似濡手攫粟の類にあらざ公安には毫も害なき厳正篤実を守り永遠維持を目的とするを以て開業以来僅に十日間加盟人定員の半数以上に至る大方の諸彦社則熟覧の上続々御加盟あらんことを 一本会社は養児及養老の資を媒介拋集して契約人に払渡の法にして即ち契約締結後十日目より資金請求の権利を得たる者へ資金の払渡をなす …」

⑥疾病給付

「日本病傷保険」は 28 年 5 月に「日本互救」として設立され、目的は「簡易病傷保険営業」と簡潔に記された [28.5.18]。「保険の親玉」と題した広告では [28.7.25]「本社は這般社名を日本病傷合資会社と改称し従前の通 [り] 生存中の大々危険たる疾病負傷の保険を為すを以て目的とす然れども一生病傷に罹らすして死亡したるときと雖も尚ほ同一の契約金を払渡すにより加盟者に取って至て便利の法なり」と記していた³⁾。その後、「日本病傷互救」[28.7.22] からさらに「日本病傷保険」改名された [29.6.2]。珍しく疾病保険を扱う会社であった。29 年 3 月に受領広告が載っている [29.3.3]。

「拙者義罹病の結果業務を執る能はさること 20 日に達し候に付日本病傷保険合資会社より保険金本日御払渡に相成正に受領候…」

⑦貧民救助

貧民救助という種目を営む会社がある。「国民共済」[29.5.9] や最後に掲げる「博愛救済」の受領広告に見られる。どのような仕組みであるのか全く分からない。

「佐々木籐四郎儀博愛救済合資会社より乙部貧民補助明治 29 年 2 月 20 契約同年 3 月 30 日満期に付資金 19 円 50 銭本日御払渡に相成正に領収仕候茲に同盟諸氏の芳情を謝し併て会社の誠実を表す 島根県石見国那賀郡井野村大字井野 530 番屋敷 金受取人 佐々木籐四郎 博愛救済合資会社同盟人各位」[29.4.7]

⑧殖牛資金

殖牛資金を支給する類似保険会社があった。受領広告を出したのは「大原殖牛義済」と「八川殖牛」であった。前者は 29 年 4 月から 5 月上旬にかけて延べ 15 件、受領者 13 人の広告を出し、後者は 5 月から 6 月にかけて延べ 6 件、受領者 15 人の広告を出した。「大原殖牛」は 28 年 10 月 1 日に大原郡木次村に創立され、29 年 10 月 14 日に解散登記、一方、同じ社名で 29 年 2 月 22 日に仁多郡横田村に創立され、29 年 9 月 1 日に解散登記されている。業務担当社員は同名であるから、実質的に同じ会社であった。創業時の会社の目的は次のように記されている。

「加盟者相互の間に於ける資を媒介共集して加盟者の中出産牛あるか又は掛金定限額に満了せしときは加盟者又は加盟者の指名したる故旧の者へ義済金を交付し其幾分の利益を得るを目的とす」

⑨総合—博愛救済

「博愛救済」は、29年2月創立で29年中に華々しい広告を行った会社である。目的は「産児及児童養育並に養老補助、貧民救助の資金」を契約人に交付することであったが [29.2.9]、6月には「産児及児童養育養老補助貧民救助の資金」に変更された [29.6.16]⁴⁾。創立後の事業案内がある [29.2.18]。

「一、本公司は産児及児童養育、養老補助、貧民救助四種の契約を為す可し

一、甲部を産児養育と為し契約締結の日より65日を経過して産児有りたる時は資金を払渡す可し契約締結日より50日に至らざれば掛金を徴収せず契約手数料金は申込の際半額を納め置き後半額は50日以内延期す可し

一、児童養育、養老補助、貧民救助を乙部と為し契約締結日より20日を満期と為し21日に至れば資金請求の権理を得て本公司より金10円を契約者に払渡す可し以後1日を経過する毎に金50銭を増し300日に至れば資金150円を契約者に払渡す可し乙部も甲部に同じ契約手数料半額を50日以内延期す可し

一、児童養育とは満一年以下の児童を云ふ養老とは70年以上の者を云ふ貧民とは各市町村に於て民等一位数以下の市町村税の負担に堪へざる者を云ふ

一、此際申込人は一回の掛金を為とも資金を払渡す可し乙部は契約者の多少に係はらず資金全額を払渡す可し規則書並に申込用紙は御請求に随ひ速に送呈すへし」。

4. 営業の方法と会社の実体

「博愛救済」の受領広告では、契約日と保険事故相当の事由の発生日との間隔が極めて短く、概ね一ヶ月前後である。二、三の例を挙げる [29.4.8]。

「山本平十郎義博愛救済合資会社より乙部養老補助明治29年3月6日契約同年3月27日満期に付正金17円50銭本日御払渡に相成正に領収仕候… 契約人 岡本与一郎」

「濱井ムメ義博愛救済合資会社より乙部養老補助明治29年2月20日契約同年3月25日満期に付正金17円本日御払渡に相成正に領収仕候… 金受取人 新田吟龍」

「内藤喜多治義博愛救済合資会社より乙部児童補助明治29年2月24日契約同年3月26日満期に付正金15円50銭本日御払渡に相成正に領収仕候… 代理人 三浦善市」

「満期」とは何の意味であろうか。一ヶ月足らずの間、何か起きなければ多額の金が支払われ、一方、他の加入者は分担金を徴収される。保険事故に当るものが何であるか。他社にも似た仕組みがあるから、この会社だけが突飛ではないが、想像がつかないのが正直なところである。

もう一点は、保険事故相当の事象が発生する当人、「被済人」などと称され、生保でいえば被保険者に当るが、これとは別の受取人がいることである。ここでは「契約人」という。これは肉親や夫婦であったり、赤の他人であったりする。他社の例で言えば、単に「被済人」とは別の姓の人名が書かれているか、「金受取人」とか「代納人」[神国養育]、「掛金担当者」[大日本養育]と

称される。「代理人」はよく分からない。金を受取る側は、一人とは限らず複数である例も多い。

第一次ブームで「婆々講」と称された仕組みは、瀕死の他人の死期に賭けることであったが、この場合にも赤の他人の年齢や出産に賭ける手合いが大勢いた。形は変わっても実体は同じである⁵⁾。『山陰新聞』[29.3.11]は第二次ブームが盛んになりつつあった3月に「産児養育」と題して次のように論じた[句読点は引用者]。

「県下の合資怪社一たび断然の処分に遭ひしより之が関係者は自家の善後を策せん為め種々の苦心を遂げ其の一種として変形の共済法を思ひ付き以て覚束無くも世間を瞞し苟くも免かれんことを試みたり。近頃新聞紙上続々として見ゆる産児養育或は結婚出産年賀の如き組合的会社起れるは其の一たり。是等の会社は勿論其の吹聴ほどに実際勢力あるものにあらずと雖、日を経るに従ひ俗間多少の感を動かすに至れるやも知るべからざる如し。警すべきは此の際に在り。ここでイギリスの「共済組合」を引く。おそらく“Friendly Society”であろうか。その「条例」では「幼児保険の如き[ものに対しては]頗る注意」が払われ、しかも「法制」が整っている。それに引き替え島根県の産児保険は「性質全く異なり」危うい要素を孕むと指摘する。

「夫保険の制や吾れ常に人生の安全上最要あることを知る殊更中産以下に其要切なるを知る共済組合も亦保険の一種也若法制厳立して監督特立するを得ば彼の昨年に於るババ会社の奇名を博する如きは無かりしならん惜い哉今は未之が法制確立し居らず従って弊害百出を見る近時の結婚出産養育といふが如きは即ち保険とは称し得かぬものなり又彼の死亡共済の如き著るしき狂態未だ眼前に来らずと雖死生統計上出産の死亡に対して多きは事実なりとせば悪魔再び虚に乗せずとも限らず妊婦仲買営業是に於てか起らざるを保せず而も其の社会上の影響や目に見えざる永遠の悪結果を憂ふべきものあり」

「国情に於て結婚制欲の要ある分にて之を奨励するの要はあらず産児養育其名は美なれとも産児を一種の利欲的奇貨視して之れを金儲の一法と心得るの日は一方に多少墮胎の幣を防ぎ得ると共に他方には人口過度の繁殖を促かして且是等の事多く下等社会に行はるとせば其の資金は養育にも学資にも費用せられずして一時の榮華に酔ひ而して其の産児は畢竟無頼少なくとも無教育の奴と化し去るの事実を生起し来らん況んや如今益々人情利欲の一方に傾き所謂義理も外聞も動もすれは之れか犠牲に供せられんとする社会の一事情（早晚一反転其の正に復帰するの期あるを信すれと）顕然たるに於ては所謂中、上等社会亦此風に感染せずとも限らざるをや彼のババ会社に徴して其の驗無きにあらず左無きだに将来社会問題は貧富の懸隔に起るの傾向あるに之れか勢ひの助長を奨励するか如き会社若くは組合は真に怪魔と称すへきなり斯の如き点よりして社会上の觀察を下さば彼の病者老者を買ふに比して寧ろ其の憂慮の将来に深大なるを覚ふ是等の考察果して市町村の先達に究められつつあるや否や吾れは切に此の辺に思ひ及ぼさんことを祈る思へ彼等勉めて美名を競ふて動もすれは義の字を使用すといへども其の實質は大々営業なり断して義に因て成るの義会にあらず制規の下に公事に従ふも尚動もすれは幣事

の行はるるを免かれず況んや斯くの如き業を無箝束に私人の営利に一任するに於てをや豈に危うからずや」。

V. むすび

明治 29 年 6 月から合資会社の登記の変更が目立ち始め、7 月に入ると清算登記が続いた。11 月には破産事件について裁判所の判決が出始めた。さしも賑やかであった島根県の類似保険ブームも明治 30 年夏ごろにはすっかり沈静化した。『山陰新聞』[30.6.19]に「怪社の果て」という記事がある。島根県の類似保険ブームの結末が集約されており、結びの文の換わりに引用して島根県の類似保険の探索を終わりたい。引用文ではあるが、文中の指摘事項に該当する事例は注記に示した。

「彼の一時地方を掻きまぜし合資会社名義の怪社余波今に石州各地にうめり居る由。そも該会社の当路者は取り得たる金を喰尽して残るは只だ借錢のみ。中には糊口の道も失へるあれはココに窮鼠と化けて猫を噛まん氣勢となり、契約金の不足証書杯を以て逆様に契約人に向って出訴することとなり、契約人中には又債権を会社に請求するもありて双方の混戦となれるは昨年春頃より始まり、夏頃よりは会社に対する債権を買受けて会社を苦しめんと債権買集に徘徊する者さへあり⁶⁾。果ては破産宣告を受けたる会社もありたれば、先づ先づ十中八九は曲りなりにも目鼻を付けて稍安堵といふべき。昨冬よりして本年春に掛け会社は又侯火の手を挙げて保険申込金の半額証書又は不足証書等を以て契約人を相手取り裁判所に出訴するもあれば、或は死亡者掛金の滞りを集めて訴ふるもあり（契約人の中には二三円より大なるは数十円数百円の申込を為し居るものにして証金の半額を払ひ余の半額は証書にして会社に差し入れ居るもの多し）、多数の契約人は目的の保険が社の解散の為に無効になりセメては払込みたる金の幾分なりとも返し呉れることならんと思ひの外、却て其証書に依て是れ解散前に支払を受くべき権利義務に属するものなりとて裁判沙汰の仕末となり、既に出したる金の為にさへ返る道なくして家産を破り大に困り居る所に斯る請求を受けて狼狽転倒⁷⁾。中には土地や家屋を取られても足らざる請求を受け居るものあり、已むを得ずとて俄に土地建物の名前切替を為すもあり、衣類物品を他家に替はずもあり。契約人の困難苦心は云はん方なく、之れに反して会社の清算人若くは清算人代理等は不法な収入で懐中を温ため居る事故、裁判所に出づるの暇には世間をも憚らず日夜料理屋と宿屋の座敷に三味線太鼓で芸者を相手の陽気三味。之を眺めて苦痛を受けたる契約人は恨み骨髓に徹して、中には不穩の虚にも及びかねまじきものもあり。又中には斯る会社の罪を糺さんとて同盟を設け京阪に人を派して充分の研究を遂げんとするもあり。或は種々なる方法を設けて運動せんとあせるもあり。何れ此の俛には鎮静せず遠からず火の手揚らん氣勢なりと。彼れ怪社ドコ迄良民界を擾すにや。但し適當の手段もて彼等良民を激情の奴となして万一の過ちあらざりしめんことは地方先達並に警察の必ずべきことにこそ」。

注

1) 「周藤合名」[松江市]の事業案内がある [28.3.29]。

「●本社は普く契約人を募り産児養育の資を抛集し契約人中産児ある時は規定の資金を交付するを以て目的とす …●なお茲に特筆して加盟者諸君に告ぐべきは契約の日より有効期間即ち 15 日間はすべて掛金を徴集せず…

種類	養育資 金額	養育資金 増加額	養育資金最低 額に対する掛金	養育資金増加額に 対する増加掛金	掛金定限額	契約手数料
一等	300 円	16 円 50 銭	12 銭	6 銭 5 厘	270 円	4 円 50 銭
二等	200 円	11 円	8 銭	4 銭	180 円	3 円
三等	100 円	3 円 50 銭	4 銭	2 銭 5 厘	90 円	1 円 50 銭

2) 29 年 4 月 15 日掲載の「国民共済合資会社広告」の例がある。

「…一、当会社加盟契約の種目は甲部と乙部とを分ち甲部は少年学資、軍人満期及び結婚祝賀の資金とし乙部児童養育、養老補助及び貧民救助の資金の六種とす 一、当会社は甲部満期は三ヶ月を最低の満期とし三ヵ年を最高満期とす 一、当会社乙部は 20 日間を最低の満期とし三百日を最高の満期とす甲部乙部とも其範囲内は日数の如何を論せず甲部は月数乙部は日数に依て計算して資金を払渡す … 一、当会社甲部の方法左の如し

月数	払渡資金	掛金	掛金定限額	加盟手数料	控除金
3 ヶ月	4 円 50 銭	1 ヶ月 40 銭但一人の			
6 ヶ月	9 円	払渡をなすとき掛金			払渡金
1 年	18 円	40 銭の内より一ヶ月	28 円 80 銭	1 円 50 銭	10 円に対し
2 ヶ年	36 円	金 1 厘 5 毛宛を与ふる			金 50 銭
3 ヶ年	54 円	ものとす			

… 石見国那賀郡三隅村 国民共済合資会社」

3) 29 年 1 月 21 日号にも「保険之親玉」という広告があり、「本社は被保人不时の病傷に罹りし時は勿論其結果により不幸にして死亡したる時と雖も祭祀料として契約の保険金を支払ふべし故に生命病傷両保険に一時に加入する事能はざるものは先づ病傷保険に加入するを利益◇なりとす」と述べている。また、29 年 2 月 2 日号では「年齢 25 年以上 40 年以下全科卒業生 但月棒 10 円以上 30 円以下」で医師を募集している。

4) 29 年 11 月 1 日付の新聞に破産決定謄本が掲載されている。破産は 29 年 9 月 25 日付けであった。

5) 「内国共益」の広告に「80 歳以上御断り」とある [29.4.24]。「本社は死後準備に係る同盟人の年齢は無制限にて契約来り候処爾後 80 年以上の同盟人に対しては契約を謝絶す此段広告す」

6) 「各生命保険的合資会社加盟諸君に告ぐ 本社は義侠慈善を主とし各生命保険的合資会社へ対し加盟証拠金を取戻し及び義済金の請求を以て目的とす 本社は如何なる境遇に際会するも決して依頼者に対し本社実費支出の点に付ては本社の負担とし毫も損害を与ふることなし 本社は可成的穩和を主とし各会社へ対し示談を試み若し意思反対するに非れば訴訟を提起せざるものとす 本社は斡旋謝金◇◇左の標準に依り謝金を受く然れども其謝金は本舎の意思を貫徹するにあらざれば受領することなし 一加盟証拠金取戻し金高 10 分の 2 一義済金請求取得金高 10 分の 2 但し訴訟を提起し一審二審を遂けたる場合は順次 10 分の 5 迄及ぶことあるべし 本社は来る 3 月 31 日迄は受托するも同期日後は一切依頼を受理せず但都合により期日を縮長することあるべし … 伸暢舎」[29.2.21]。

「和解人に気を付けよ」という「緊急広告」がある [30.5.13]。「島根県松江市母衣町寄留 矢飼虎三郎 右

は当会社加盟契約人に対し和解事務委任致候処近頃各地の状況を見聞するに或は事実委任の条件に適せざるの執行あるも難計即今実況探問中に付先以同人より応対するも頓着せられざる事に御了知有之度重て何分の通報に及べく候此段契約者諸君に広告す 明治 30 年 5 月 飯石郡波多村大字波多 元大和義済合資会社 清算人」

7)「広告 当会社康済掛金の徴収告知を受けたる契約人にして指定の期日内掛金納入の義務を尽さざるものは其権利を抛棄したるものと認め規則第 32 条 6 号に依り契約を無効とし既得金を返戻せず 明治 29 年 5 月 11 日 黒松康済合資会社」[29. 5.13]

「広告 本会社へ左記の契約加盟者は指定の日限に掛金納付せられたるために清算方差支を生ず不都合不少候條各掛金不納者に対し本会社々則第 12 条第 3 項に抛り契約無効と為す 一大原郡の契約加盟者に対し本年 3 月 30 日限り掛金徴集の告知書発したるに同 4 月 10 日に至りても掛金納付無之 一仁多郡能義郡の契約加盟者に対し本年 4 月 2 日限り掛金徴集の告知書発したるも同上 一飯石郡の契約加盟者に対し本年 4 月 3 日限り掛金徴集の告知書発したるも同上 但掛金期限納付相成たる諸君は各郡共此限にあらず 右念の爲め新聞紙を以て此段広告す 明治 29 年 4 月 11 日 大原殖牛義済合資会社 本会社加盟者各位」[29.4.17]